

在宅生活改善調査 調査要綱

1 ご回答にあたって

日頃より横須賀市の高齢者福祉行政にご協力をいただきありがとうございます。

この調査は、令和9年3月を目途に改定を予定している横須賀市高齢者保健福祉計画(第10期介護保険事業計画を含む)策定に向けた資料とするため、横須賀市内の全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防支援事業所を対象に送付しております。

過去1年で在宅生活ではなくなった利用者数と、現在居宅サービスを利用しているが在宅生活の継続が困難または家族等介護者の就労継続が困難になっている人数とその原因、継続に向けて必要なサービス等について、ケアマネジャーの視点からの現状を把握することを目的としています。

事業所の管理者の皆様、また所属するケアマネジャーの皆様におかれましては、業務多用のところ誠に恐縮ですが、回答について、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容を公表する際は、統計データとして取り扱います。個人や事業所が特定される形で公表することはございません。

2 本調査の回答者

- 事業所票:事業所全体の状況を把握されている方(管理者等)
- 利用者票:貴事業所に所属するケアマネジャーの方全員(非常勤の方も含みます)。

3 送付内容と調査票のご回答方法

この度お送りしたアンケート調査では、以下の2種類の調査票が同封されています。

- 事業所票:1枚のみ同封しています
- 利用者票:所属するケアマネジャーの人数分同封されています

ご担当の利用者のうち、以下の3点に当てはまる利用者について調査いたします。

- ☐ 横須賀市の被保険者
- ☐ 自宅、サ高住、住宅型有料、軽費老人ホームのいずれかにお住まい
- ☐ 現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている、または家族等介護者の就労継続が難しくなっている

別紙調査要領に記載のフロー図にしたがって対象者を抽出し、対象となる利用者の方について「利用者票」にご回答をお願いします。

なお、調査票及び調査要領はケアマネジャーの人数分を同封しておりますが、足りない場合は恐れ入りますがコピー等でご対応くださるようお願いいたします。また、調査票1部につき利用者30人分を記載することができます。対象者となる利用者が少ない場合は、複数のケアマネジャーの回答を同じ調査票にまとめていただいて構いません。

4 調査票の提出方法

事業所票、利用者票の双方を、管理者の方がまとめてご提出ください。

本調査についてのお知らせを、介護情報サービスかながわの一斉送信メールでもお送りしております。そちらのメールにエクセルの様式のダウンロード用 URL を記載していますので、メールにてご回答ください。メールでのご回答が難しい場合は、直接お持ちいただいても結構です。

また、横須賀市ホームページにも様式を掲載しております。「令和7年度介護事業所アンケート調査について」のページ(以下の URL または横須賀市 HP にて検索)をご確認ください。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2640/soumu/survey.html>

締め切りは12月19日(金)とさせていただきます。恐れ入りますが、ご協力をお願いいたします。

5 回答及びお問い合わせ先(在宅生活改善調査)

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課総務係 電話:046-822-8308(直通)

メールアドレス:nci-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

FAX:046-827-8845